

南丹市農業振興推進協議会議事録

日 時 平成 21 年 10 月 30 日 (金)

午前 9 時 30 分～11 時 15 分

場 所 南丹市役所 2 号棟 301 会議室

① 開会[司会：上田課長]

お待たせを致しました。定刻には若干早くございますけれども、皆様方、本日出席者の方々お揃いでございますので、只今から、南丹市農業振興協議会を開催させていただきます。

私、本日司会を努めさせていただきます、農林商工部農政課の上田でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様方には、公私ご多忙のところ、当協議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

② 委嘱状交付および副会長の選任について[司会：上田課長]

それでは、協議会の開会に先立ちまして、今年度、組織の役職の変更に伴いまして、新たな委員に就任されておりますお二人方に、委嘱状の交付をさせていただきます。

まず、南丹市農業委員会職務代理 大沢泰一 様

ただし、本日大沢様につきましては、ご欠席でございますので、後日事務局からお届けすることにさせていただきます。

京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室長 吉田一夫 様でございます。

(京都府南丹広域振興局農林商工部企画調整室長 吉田一夫 氏)

「おはようございます。本日はよろしくお願い致します。」

吉田様には誠に失礼でございますけれども、一席に委嘱状を置かせて頂いておりますので、よろしくお願申し上げます。

南丹市農業振興推進協議会規則第 4 条では、委員の任期は 3 年間ということになっておりますが、補欠の委員の任期につきましては、前任者の在任期間となっており、今回委嘱いたしました委員の皆様方には、本日より平成 23 年 11 月 30 日までの 2 年間と一ヶ月をお世話になるということになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席状況の報告をさせていただきます。

本日、委員定数 13 名のうち、10 名の委員の出席を頂いております。大沢泰一様、西川勉様、森田聰様からは、委任状を頂いておるところでございます。

南丹市農業振興推進協議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、「委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。」ということになっておりますが、本日、過半数以上が出席を頂いております。要件を満たしておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、議事に入ります前に、協議事項と致しまして、本協議会の副会長の選任を頂くということになると思います。

副会長様につきましては、南丹市農業委員会職務代理の人見様でございましたけれども、今回、農業委員会職務代理者が大沢泰一様に代わられたところでございます。

副会長につきましては、南丹市農業振興推進協議会規則第5条第1項の規定によりまして、「委員の互選によって選出し、選任する。」ということになっております。いかがさせて頂いたらよろしいでしょうか？委員の皆様方にお諮りを頂きたい限りでございます。

(野中委員より)「はい。もう事務局で関連した対応してください。」

ありがとうございます。事務局案ということでございますので、僭越ではございますが、事務局から副会長の推薦をさせていただきます。

職務代理者が変更になりますので、そのまま任期まで後続は、農業委員会職務代理の大沢様にお願いできたらと思いますが、いかがなものでしょうか？

(委員一同)「異議なし。」

それでは、大沢様に副会長をお願いしたいと思います。なお、ご本人様には、事務局のほうから連絡をいたしまして、同意を得たいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、以上で副会長の選任を終わります。

③ 会長挨拶[挨拶：村田会長、司会：上田課長]

次に議事に入ります。村田会長様、ご挨拶をよろしくお願い致します。

(村田会長の挨拶)

「皆さんおはようございます。それぞれご多用な、そして重要な役職を担っておられる方ばかりでございますのに、本日はご出席頂きまして誠にありがとうございます。

今、ありましたように、新たに大沢泰一様、また吉田一夫様、委員になって頂きまして、これからお世話になりますけど、どうぞよろしくお願いをいたします。

私ども、昨年の12月にこういった会が行われまして、そしてまた迷惑なものが大役を議会の関係もございまして、お受けさせて頂いた訳でございますけれども、当時大体のスケジュールというものを、皆さんにご提示になっておったというご記憶があると思うのですけれども、いざある程度の予想されたものの、いざ業務を進めていますと、かなり膨大な事業の量が出てきております。また、後から後ほど事務局の方からその件については、ご説明がございますけども、そういう意味では大変貴重な良い機会になったなという風に思っております。

従いまして本日の会議は、その中間にあたります中間報告ということになってまいりますので、その点を先にご了解いただきたいという風に思っております。それぞれの面が、それぞれの立場でご活躍頂いておりますので、ご承知のように今日本だけではなく、世界を見渡しましても、農業を取り巻くいろんな新たな変化といえますか、いろんな意味での変化の真最中にあるという風に私も思っているところでございます。

またそれに加えて、日本におきましては、政権が変わるといって非常に大きな変化となっております。これから日本の農業はどうするのか、そして我々につきましては、この京都の農業、そして

南丹市の農業、地域の農業はどうするのかというような大きな課題を抱えておる訳でございますけれども、国の他にいろんな形でものをおっしゃるところなら、しっかり中期、そして長期、そしてもちろん近い未来について考えて頂かなければならないのですけれども、農業者にとっては毎日毎日が勝負になりますので、そんなことを言っている間はない、とにかく、毎年米を作らなければならない、毎年畑では2ヶ月でできるものもあれば、6ヶ月でできるものもあるというような待ったなしの状況と、しかし、時間を掛けてやろうではないか、こういうこととの整合性を図っていかねばならないと思っているところでございます。

金も多くございます。そして、特に南丹市。いろんな意味で大事に使っておられるので、国の中山間だったり、農地水環境だったりというような政策だけでなく、南丹市独自の政策というのを打ち出していかねばならないと、私も思っているところでございます。真摯にも、多くの委員さんが横に居て頂きますけれども、委員としての立場を考えながら様々なことを考えながら、頑張らなければという意欲は持っておりますので、どうぞこの委員としてのご縁を頂いておりますので、お願いする機会も非常に多くございますので、ぜひ我々に叱咤激励を頂きますことをお願いいたしまして、言葉は足りませんが、開会、会長としての挨拶とさせていただきます。誠にご苦勞様でございました。

④ 議事[議長：村田会長、司会：上田課長、報告：上田課長、渡邊補佐、寺井主査] ○南丹市農業振興地域整備計画の総合見直しの中間報告について

(上田課長)

どうもありがとうございました。それでは、南丹市農業振興推進委員会規則第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が兼ねるということになっておりますので、村田会長様、よろしくお願いいたします。

(村田会長)

それでは、慣例といたしますか、早速手元にあります次第に従いまして、その4の議事に入って頂きたいと思えます。

それでは、表記にありますとおり、「南丹市農業振興地域整備計画の総合見直しの中間報告について」ということで審議を致したいと思えます。

事務局より説明を求めます。

(渡邊補佐)

失礼いたします。農政課課長補佐の渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

それと本日、各支所から課長が出席しておりますので、紹介させていただきます。

八木支所産業建設課課長の八木課長です。

「八木です。本日は誠にご苦勞様でございます。」

八木支所産業建設課産業振興係の佐々谷係長です。

「よろしくお願いいたします。」

美山支所の村田課長です。

「よろしくお願いいたします。」

日吉支所の塩内課長です。

「塩内です。よろしくお願いします。」

それでは、失礼致しまして私の方からは、本日の協議会開会に至るまでの経過等、農政課のほうでやってきた経過を報告させていただきますので、ひとつよろしくをお願いします。

先程会長の方からご説明がありましたように、20年の12月1日に、第1回「南丹市農業振興推進協議会」を開催して頂きまして、その中で「農業振興地域整備計画の見直し(案)」についてご審議して頂き、それを持ちまして同12月3日より美山支所を皮切りに、12月15日までの間に「農業振興地域整備計画農用地域地番の見直しに伴う事前説明会」を、各区長さん、農家組合長さん、農事組合長さんに対して実施いたしました。

それを受けまして、その日、説明会終了時に「農業振興地域整備計画の見直しに伴う事前調査の依頼」ということで、地元への事前調査の依頼を行いました。提出の締め切りと致しましては、翌年の1月までを目処として取り纏めをお願いしたいということで、ご依頼申し上げました。併せまして、南丹市のホームページ、お知らせ板のほうで各住民に対します広報を行ってきたところでございます。

2月に入りまして、それらの要望、出てきた箇所の点検等(現地確認)併せまして、土地移動調査票の作成、整備計画基礎資料(案)の作成、整備計画(案)の作成を随時行ってまいりました。

8月からは、申し出のあった農地について、南丹地域におきましては、中山間地域等直接支払制度、および農地・水・環境保全対策事業等の対象農地が多くございました。その間それらの整合を図るため、当農政課のほうでチェック事務を行う中、8月から各支所を通じて現地確認と地元への確認作業、これは実際この部分を外して良いのかといったようなところの照会事務を行いながら、本日の協議会の開催となったところでございます。

農地の利用申出状況等につきましては、うちの寺井のほうから、1枚のペーパーものでお配りしております「農用地利用計画申出状況等について」という資料に基づきまして、報告させていただきますのでよろしくお願いします。

(寺井主査)

失礼致します。農林商工部農政課の寺井と申します。よろしくお願いします。

それでは、先程の「農用地利用計画申出状況等」についてご説明申し上げます。資料のほう1枚ものがございますので、そちらのほう御覧頂きたいという風に思います。

申出期間につきましては、先程渡邊のほうが申し上げましたように、平成20年の12月から21年の2月、約3ヶ月を要しまして、その後農林商工部農政課のほうで受付を、平成21年3月より7月の間約5ヶ月間を要しまして集計、本日の通知を集計するのに平成21年8月より10月3ヶ月を要した形となっております。

集計結果および申出後の現況の農振農用地の状況でございますけれども、下記の表にございますように、除外、農用地からの、農振地域農用地からの除外の申出、農振農用地への編入の申出、農振農用地現況の地番からの変更の申出等につきましては、下記のようになっておりまして、南丹全域では、除外の件数と致しましては1,801件、うち集落等の申出数につきましては638件、編入の件数につきましては86件、うち申出数が86件、変更等につきましては835件、うち集落

等の申出数につきましては47件、合計2,722件、うち集落等からの申出数につきましては771件というような状況になっております。

それを受けまして、申出後の現況の農振農用地の状況でございますけれども、田、畑、農業用施設、合計となっておりますけれども、それぞれの面積、件数を申し上げますと、南丹市全域では、田におきましては2,238.5ha、筆数につきましては18,013筆、畑につきましては61.5ha、筆数につきましては1,392筆、農業用施設につきましては15.8ha、筆数につきましては283筆、合計といたしまして2,315.8ha、筆数につきましては19,688筆というような状況になっております。

(上田課長)

続きまして、こういうように冊子がございますので、南丹農業振興地域整備計画書につきまして若干ご説明を申し上げたいという風に思います。

表紙を見ていただきますと、各旧町別の見直しの年度が入っておるという風に思っております。

地域指定につきましては、園部地域が47年、八木地域同じく47年、日吉地域45年、美山地域47年度にこの農業振興地域に指定をされておるという風な状況でございます。その指定を受けまして、計画策定をされましたのが、48年から49年ということでございます。

その後、各旧町では見直し作業が約5年ごとという風な指定にはなっておるわけでございますけれども、こういった状況で見直しをされておるといふようなところでございます。最終でございますけれども、園部町が平成11年、八木町が9年、日吉町が13年、美山町が9年というようなことで、この間8年から12年という長きに亘って見直し作業がされておられません。今回の筆数の多さにも影響しているかなという風に感じておるところでございます。

ということで、今回南丹市として「南丹市農業振興地域整備計画書」を作成するというに至っておるわけでございます。

目次を捲って頂いて3ページでございます。まず農用地利用計画でございますけれども、土地利用の構想ということで、まず地域の位置、自然的条件、土地利用の現況については、皆様方よくご存知の通りというふうなことでございます。

人口は35,000人で総面積616k㎡ということで、非常に大きな市でございます。京都市に次ぎます2番目広さです。それから、森林面積は543k㎡ということで、(総面積の)88%ということでございます。水系は、由良川水系と淀川水系でございます。

それから、土地利用の現況でございますけれども、園部と八木では市街化区域と申しますかそういうものが多く、日吉と美山では林野率が高く農村集落が点在しているという風な状況でございます。(南丹市全体で)山林が88%、宅地が1%、農地が5%というふうになっております。

人口でございますけれども、36,724人というのが17年の国勢調査でございます。年齢別人口でいいますと、14歳以下が12%、生産年齢が60%、65歳以上が28%というふうなことになっております。

産業経済の動向でございますけれども、園部町では国際学園都市、八木町では高度医療と、両町では企業誘致というようなこと、八木町でも農業が盛んでございましてリサイクル事業ということで積極的に行ってっております。日吉町では明治鍼灸大学という立地がございます。ダムという立地もございます。美山町につきましては「日本一の田舎づくり」と申しますか田舎を目指したそうした活動がさかんということでございます。それぞれ個性的な街づくりということで、

それぞれが目指されておるといような状況でございます。

鉄道につきましては平成22年4月に完全複線化という風なことを聞いておるところでございます。

産業別に言いますと、1次産業が12%、2次産業が31%、3次産業が57%となっております。

5ページを捲っていただきますと、産業別の数値が出ておりますけれども、現在2,378(ha)が農用地でございますのを、目標値ということで2,300haというふうなことにしております。

イの部分でございますけれども、これは昨年の協議会で承認頂いております分でございます。こういう設定のもと、各集落を回らせていただいたという風なお話でございます。

本地域内の現況農用地2,378.4haのうち、道路、河川等公共性が高いと認められる施設のうち、本計画の達成に著しい支障を及ぼす恐れのないものの整備に係る農用地を除きまして、a~cと書いてございますけれども、a~dの間違いでございまして、訂正頂きたいと思っております。a~dに該当する農用地（農地および採草放牧地）約2,300haについて農用地区域とするというのが今回の整備計画の内容でございます。

その農用地区域でございますけれども、一つは集团的に存在する農用地ということで、20ha以上の集团的な農用地、それから今後土地改良に要する農用地、それから農業上利用確保する必要がある農用地、区画整備費用が予定されている農用地というところがございます。

しかし、cにあっても次の土地については、農用地区域には含めないということで、(a)集落内に介在する農用地、(b)自然的条件等から農業の近代化を図ることができないと認められた農用地、特に山間の農地ですとか、集落の中にある農用地については除外の対象という風なところになります。

これは、最初のページの見直しの期間が平成9年から平成13年ということで、既に3町では圃場整備事業が完了した後の計画でございます。その中には、守るべき農地としてそういうものがあげられておったという風なことで、今回除外にしたいという風な申出が多くなっておるとい風な原因かなという風に感じておるところでございます。

それから中山間地域直接支払制度、これにつきましては、平成17年から第2期が始まっておりますけれども、21年度で終了するというわけでございますけれども、そういう土地（中山間地域直接支払制度対象地）と、農地・水・環境保全向上対策対象農地ということで、これは平成19年から23年までという風なことで、このaからdに掛けましたそういう農地を農用地区域とするということでございます。

それから、6ページからは用途区分の構想ということで、これは各旧町の振興計画を基礎としております。旧町ごとに、園部地区、八木地区、日吉地区、美山地区ということで構想区分をしておりますけれども、より詳しく記述するためにその中の旧村単位についてイメージをしていくところがございます。

園部地区につきましては、圃場整備率100%でございますので、そういうことで旧村ごとの内容を記載させていただいております。

7ページには八木地区ということで、ここは圃場整備率今現在89%ということで、後21%残っておりますところがございます。

それから日吉地区につきましては、8ページでございますけれども圃場整備率100%という風なことでございます。

それから行きまして美山地区、10ページは、ここも圃場整備率100%という風なことでござい

まして、しかし、特に鶴ヶ岡地域とか知井地域では、高齢化によります荒廃といいますか、耕作不能地域が見込まれるという風な事態になっておるところでございます。

それから 10 ページの一番下に農用地利用計画ということで、これについては、各地域別という風な状況でございます。

11 ページ「農業生産基盤」でございますけれども、今も言いましたように、今日における農業基盤の整備状況につきましては、園部、日吉、美山では圃場整備率 100%でございますけれども、八木町の要圃場整備面積 671.4ha のうち 597.8ha 実施済みでございますまして、整備率は 89%ということになっておるところでございます。

計画（内容）については、この通り（以下の表）でございます。

13 ページには農用地等の保全計画ということで、ここでは高齢化の…によりまして遊休農地が増加傾向にあるという風なことでございますので、それを食い止める…と致しまして、「中山間地域直接支払制度」ですとか「農地・水・環境保全向上対策制度」という風なことで、集落ぐるみで保全をお願いするという風なことを期待させて頂いております。

それから農用地保全のための活動でございますけれども、新規就農者や企業による農業参入ということで、最近は農商工連携という企業の農業参入に見られてきた状況にございますので、そういった方々に農業に向いて頂くということが一番の取組みかなという風に思うところでございます。

14 ページには、中山間地域直接支払制度の活用ということで、この辺につきましては、平成 17 年から 21 年度まででございますけれども、次期対策につきましては、同制度の恒久化等につきまして、国の方に要望しておるところでございます。

有機農業、環境保全型農業の推進ということで、地産地消でございますとか、消費者の志向によりまして、安心安全な農畜産物の生産供給というのが非常に重要でございますまして、美山では有機農業という風なことで取り組みをされておりますけれども、他の日吉、八木、園部では、環境保全型農業ということでエコファーマーといわれる方も 180 戸ということでございますし、特別栽培米も盛んということでございます。ということで、そういった環境保全型農業の推進も非常に大事なことかなという風に考えておるところでございます。

それから、問題の鳥獣等被害（対策）の推進ということで、これは特別措置法が出来まして、農林商工部の中でやっておるわけでございますけれども、防護柵の設置等で防止を図っておるというふうなことを取り行っております。

15 ページには、農業経営の規模拡大および総合的な利用促進ということで、うちの（農政課の）担い手の（担い手育成支援事業の）条件でございますけれども、（年間農業所得が）主たる農業従事者一人当たり概ね 400 万円、年間労働時間が主たる農業従事者一人当たり 2,000 時間程度という風なことが水準として形態を実用するという風なことになっておるところでございます。

17 ページからは、認定農業者の育成対策、農用地の流動化対策、農業生産組織の活動促進対策、地力の維持増進対策という風なところを思っておるところでございます。

18 ページは、農業近代化施設でございますけれども、これにつきましては、大規模な近代化施設整備というのは既に終了しておりまして、現在は集落営農ですとか農業公社様ですとかそういった関係の方々要望によりまして、農業機械等の導入を図るという風なことで対応しておるところでございます。あとは、農産物の作付の目標の状況でございます。

それから 21 ページには、農業を担うべき者の育成、確保、施設整備を掲げておりまして、これも非常に難しくございますけれども、南丹市担い手育成総合支援協議会というのがございまして、

そこで新規就農者ですとか、集落営農組織の法人化等について検討し助成するというようなところでございます。

22 ページは、農業を担うべき者の育成、促進計画ということで、専兼別の販売農家数を見ていただきますと、第2種兼業農家というのが約7割以上を占めておりまして、農外収入が恒常的にあるという風なことでございます。南丹市内には30社近い企業がございまして、新光悦村をはじめとするそういった正就条件の形成を行っておられるところでございます。そうした農外収入の確保ということもやっていかなければならないという風な状況でございます。

それから最後になりました24 ページでございますけれども、生活環境施設ということで、それにつきましても整備はほぼ終了致しておりまして、ですがまだ道路などのそういう施設についてはまだまだ出来ておりませんので、そういったことをやっていこうという風なことでございます。

(1) 安全性ということで、「南丹市安全で安心なまちづくり条例」というものがございまして、安全対策をやっているというという風なことでございますし、災害時の「南丹市地域防災計画」に基づいた避災計画、「南丹市交通安全計画」に基づいた危険箇所の解消や安全施設の整備という風なことでございます。

(2) 保険性、快適性につきましては、「地域福祉計画」というものがございまして、その中で実施をしておるという風なことでございます。

それから25 ページは、上下水道でございますけれどもほぼ完了しておるという風なことで、残り中山間地域におけます集落の合併処理浄化槽の設置などの整備についてはまだ少しできていないという風な状況でございます。

それから「南丹市美しいまちづくり条例」というものがございまして、そういったことで具体的な環境保全の取り組みを推進しておる訳でございます。

あと道路整備等、それから市営バス等、いろいろと問題がございますけれども、そういった状況で各対策を推進中ということでございます。

あと文化性では、「かやぶき民家群」ですとか、「生涯スポーツ」ですとか、そういう項目をあげさせて頂いております。

生活環境整備計画につきましては、別紙の通りでございます。

以上、本計画は旧町の振興計画を基礎としております。本日ににつきましては、平場域から中山間地域ということで、農業振興地域と各種計画追求と相違するという風なところでございますので、なかなか一体化したような農業振興を図るようなそういう計画が作りえないというような状況でございますし、会長様からありましたように、政府の米対策、水田農業対策がまだ打ち出されておられませんので、その方向性が定まっておらないというのが実態でございます。そういうことで皆様方につきましては、農業振興に長けた方々ばかりでございますので、本日今後の農業振興といいますか南丹市の振興について、ご意見を頂戴できれば非常に有難いなという風に思っておる次第でございます。少し長くなりましたけれども、整備計画案の内容につきましてご報告を申し上げます。

(渡辺補佐)

すいません。事務局の方から何回も申し訳ないですけれども、1枚ものの資料「農業振興地域整備計画（特別管理）策定について」ということで、スケジュールのほうご説明させて頂いておるペーパーがあると思うのですが、本日の協議会でご審議して頂きました内容を基に、今後の進め方と致しましては、11月から京都府さんへ特別管理事前協議を開始させていただくということで、それ

から事前協議での同意を頂くのにおよそ9ヶ月、これについては亀岡、近隣の京丹波町で取り組んで頂いている期間的なものを確認いたしますと、それぐらいかかるだろうということで、事前協議終了後、もう一度農業振興推進協議会を開催させて頂きまして、整備計画案の公告縦覧ということで、あと京都府への特別管理本協議が開始ということで、最終的に京都府（府知事）の同意を得ました後、法定で定められています整備計画変更公告期間を経まして、来年の12月には整備計画を定めていきたいと思っております。

当初、本年度の3月末を目途ということで、努力してきた訳なのですが、若干手間取ったこともありまして、こういう経過になっていますので、ご了承頂きます様よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

⑤報告についての質疑応答

[議長：村田会長、質問者：協議会委員、回答：上田課長、寺井主査]

（村田会長）

以上事務局より説明がございました。皆様方から、ご意見、ご質問等お受け致したいという風に思います。どうぞ。

（大西委員）

4ページから5ページにかけましてですね、農業振興地域の10年間で予想した目標というところですけどね、これは今回の振興計画の見直しに関わって目標とする数字は2,300haですかね、整備計画に関わって目標と、(表から考えると)農地の減少を目標とすると今回なっていますけども、(農地の減少を)「目標」とされるのは一体どういうことかなと思ひましてお伺いさせて頂いたのですが、本来ならば(表どおりに普通に解釈すると)減少を目標とすることとなります。考えておりますと、私の考えでは「予測」とするのが適当ではないかと思ひますが、これは雛型があつてのことだと思ひますので、いかがなものだろうかと思ひましてお伺いしました。

（村田会長）

それでよろしいですか。以上大西委員さんのご質問というところです。(事務局より説明を求めます。)

（上田課長）

この様式につきましては、国の様式でございまして、その様式どおりに致しておるところでございます。

それとその表の下のほうに、ただしcの土地であっても次の土地については、農用地区域には含めないという風な箇所がございます。集落内に介在する農用地、自然的な条件等から農業の近代化を図ることが相当でない認められた農用地につきましては、除外しても構わないという風な法規となっておりますので、それらの数字を集めますと78.4という風なことでご理解頂いたらという風に思っております。

ですから、目標値というのは現況値より多くなるというのが通常の振興計画でございますけれども、今回はそういったこともあつて残る農用地につきましては、区画整備済の農地、区画整備予定の農地、中山間地域直接支払制度の対象農地、農地・水・環境保全向上対策の対象農地ということ

で、法規の中に規定をしておりますので、どうしても 78.4 (ha) という数字が、田としては在るのですが、振興地域からは外れているという風なことをご理解頂いたらという風に思っております。

(大西委員)

いわゆる振興計画というものは農用地を増やしていくという立場、方向のものであり、そうするものであれば目標も含めいいのですが、減らしていくということが目標ということになると、どういうことか、いかがなものかという風に思います。

いわゆる右肩上がりの時代でしたら、そういった目標で定めるは当然で理解できますが、現在は逆の時代ですので、これから日本の人口もどんどん減少していき、100年後には人口が半分になってしまうと言われており、それが現実であり将来であるのに、この目標というのは如何なものかという風に思います。

これは「目標」とするのではなく、「予測」という形で捕らえるべきではないかと考えるのですが、その辺を検討して頂いて、その基本計画がそもそもの意味や内容に関わってくる問題だと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(村田会長)

はい、どうぞ。

(上田課長)

今もおっしゃった通りでございまして、今後の農地の保全がどこまでできるかという風なことが看過できないという風な状況もありますし、ですがその 2,300 (ha) の中で皆様方は中身としてどういった農業振興をあげていくのかという風な議論になるかという風に思っております。

(野中委員)

他の事になりますけども、計画はそれなりに止むを得ないと思います。計画は、多々変更されることもありますし、それは当たり前のことですから、今日の時点ではこれはそれなりにいいと思います。

しかし、現在の放置農地がどれだけあるのか、この辺の把握はできているのかということも一つの課題であると思っております。

ずっと見ておきますと、あちこちに放置されている農地が案外見受けられる訳です。その辺については、何の記述もないのではないかと、やはり農地の保全ということは、現況の把握というのも一方で私は必要であると、将来計画と共に存じても、もう少し把握しておいてもらう必要があるのではないかと思います。

たとえば、国道 9 号線を走ってみても、園部から八木までの間に相当多くの放置農地の現状が両側に見られるわけですが、こういう形は地域住民が捉えるか否か、地域住民の放置農地に対する捉え方、考え方というのも課題ですが、見込み買いして値段が上がるだろうと予測していたものが逆に売れなくなってしまったから放置されている一つの例として、酷いものは木が生えているようなところもある訳です、八木あたりでは多く見られます。

そういった状態でどうするのかある一定の対策、指針というのが、私は農業振興上一番大きな課題であるという風に思います。それを、どうしてくれ、こうしてくれとは言いませんけど、しかし、

そういうものに対する一定の指針を出しておくことが必要ではないかという風に思いますので、ますます放置農地が増えていくということはあっても、見込み買いした方が物凄く多いと思いますので、他所の人が地域の人から土地を買ってしまって、高くなるものが逆でしたということで放置されているという現況があります。

やはりこの辺も農業委員会も私は責任があると思いますし、農業委員会としてはどうするのかということも一度協議しなければならないと思いますけども、やはりそれぞれの所有者にしっかりと通知して、その後の整備をどうするのか、これは農業振興推進協議会がやることではなく農業委員会がやるべきことだとは思いますが、そういったところを農業委員会と連携してもらって、やはり実態把握というのを考え、また現況からどういう風に変更させてもらえるのかということも、所有者に対する通知体制も対応していってもらわなければならないことが、私は大切だという風に思います。

もう一つは、やはり土地利用という形でこういう形はいいとは思いますが、やはり今のこの農地の現況を考えますと、率直に言いますと、家族が家を建てようと思っても長男は自分のところの範囲内であつたらよい、土地はあっても農地であつたら、次男や他の人達は家が建てられないという現況がある訳ですよ。だからやはりその辺の外しをしていかなければ、人口が減ることはあっても増えることはない。やはり人口対策というのは、時には農地を宅地に転向していける体系も考えていかなければならないというのが、私は現状だと思っています。

やはりこの地域を守るためにはそういう対応がこれから必要だから、私が農業委員会に言っているのは、主要地を地方となり県道とか府道とかやはりありますね。そして市の市道の一部の道路が数多くあると思うのです。やはりこういう道路の際には、30mから50m程度は農振地域から外す体制が必要だというのが私の持論なのです。その農地については、家族や子供たちが家を建てられる条件、長男以外も建てられる条件というのを作っていかなければ、今の状態ならもう町内からは建ちません。だからやはりそういう配慮をこれから行い、農地の利用というのは住民が生活してくれて農地の保全ができるのであって、その住民が生活の出来ない状態で置いておいて農地の保全をしようとしても出来ないのです。やはり若い人達が生活できる条件作りというのをどうするのかということ、私は考えてもらわなければいけないと思います。

特に園部や八木あたりの都市計画区域内はよいけれども、農業振興地域についてはそういった問題が物凄く残ってくる訳ですから、その辺りも検討してほしいということを申し上げたいと思います。

(上田課長)

今もありましたように、農業委員会と昨年、今年の11月に農地パトロールを実施するという事になっております。そこで把握をしたものについて、今後対応していく風なことになっております。

ページで言いますと、13ページに農業委員会様との連携を深めるという風なことを記載させて頂いておりますけれども、その遊休農地の活用について、なかなか名案がないといいますが、そういうことが実態でございまして、今後農業に興味がある企業等を取り込んだシステムを構築するという風なことで記載させて頂いております。以上でございます。

(外田委員)

すいません。一つは13ページの話で出たのですが、農業に興味がある企業を取り込むというシステム的に、言われるのは良く分かります。しかし、こういうことは下手すると大変なことになるわけで、そのシステム的にもここに書いた以上、それなりのしっかりとした方向性を出していかなければならない訳で、それをどういう風に乗っていくのかということが課題となっていくと思います。

それから、全体にここにJAの役割を書くべきかどうかと思いますが、一つくらいあってもよいのではないかとということと、どこへ聞いたのかということにもなるわけですし、正直言いますと何の役割も果たさないのかということもある訳ですが、それはそれでいいのかどうかという風に思っております。

それから、有機農業等々の自己推進事業の件になる訳ですが、これについては、八木のバイオの関係がある訳ですから、ここに項目を起こしてでも、液肥の関係をしっかりと入れてみてほしいのではないかと思います。いろいろな意味で、利活用等、いろいろと努力して頂いておりますけれども、今後もっと進めていかなければならないということは、皆様十分ご理解頂いておりますので、やはりここはしっかりと液肥を位置付けるべきではないかという風に考えます。

それから、21ページの農業を担うべきものという部分ですが、これに私は団塊の世代で退職後の方々、その人達も担い手として出来ないかという景観と、特に集落営農も含めてそれをしっかりと位置付けをされるべきではないかという風に思います。企業参入あるいは新規就農も含めて、ここに書いてあるように必要なことですが、やはり農業経営の組織化、法人化等々を考える中でそこが大きな力になると、私は考えますので、その位置づけが足りないのではないかという風な思いはしました。

あと小さなことですが、13ページの一番下ですが、支援の支が抜けていると思いますので、その部分を訂正お願いしますということで。以上でございます。

(村田会長)

では事務局。

(上田課長)

農業を担う、農業に興味のある企業を取り込んだ支援システムでございますけれども、企業のそうした要請というのがございまして、今京都府それから市町村、地元ということで、取り組みをしておるところでございます。京丹波町から亀岡、南丹市という風なことで、広域に流れておりますそういう企業様がございまして、この南丹市におきましてもそういった企業（経営）システムの構築をしていくという風なことになると考えて頂いたらと思います。

それからJAさんの件でございますけれども、JAという名前が出ておりませんが、もちろんいろいろな観点でご協力頂いておりますというのが実態でございます。

それから21ページでしたか、21ページに新規就農者の支援ということで、項目はあげておりませんが、企業退職者等を新規参入ということで位置付けておるところでございます。

それから液肥の利用につきましては、八木町例で今積極的に進めておられまして、60haが目標でございますけれども、昨年度32haという風なことで徐々に上がっております、それを使ったお米を販売していくという風なことで、今後学校給食等に活用していくという風な計画もしております。

ところでございます。以上でございます。

(村田会長)

外田委員。

(外田委員)

はい。ここにすべてを網羅しろということではなかなか出来にくい部分がありますので、ポイントだけしっかりと押さえて頂いてそれをしっかりと形にして頂くということで良いのは良いのですが、やはり文言として載せるべきところ、JAの部分ですとか、あるいは企業参入、液肥の関係とかもしっかりと載せておくべきだろうと思います。

一点は、南丹市担い手総合支援協議会というものがあるのは分かっているのですが、南丹市の担い手支援というのが私は大変弱いという風に考えます。府のほうをご助力頂いておるのではないかと考えるくらいで、やはり全体としても少しその部分についてはしっかりとやって頂きたいということですが。

それと、企業さんが入っていただくことはある一面では大変必要なこと（振興、活性化という意味では）という風に考えます。しかし、もう一点については、企業さんと上手く連携を取りながら新しいお酒を作ったり、あるいはいろいろな形でやったりして頂いておりますし、友達とかいろいろな形とあると思うので、それをもっと推進していく形を取って頂けたらと私はいいのではないかなと思います。

それと一点は、全体として直売の関係、朝市であったり直売所であったりが中心になる部分もありますので、その点も位置づけをしっかりと頂けるとよいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

(村田会長)

はい。どうぞ。

(上田課長)

企業の参入につきましては、非常に難しいところがございます、まずその集落に入ったとき、一年目というのが非常に大事でございます、そこで失敗をしてしまうと、次また農地を借りたり、いろいろしたりというのがなかなか難しいので、普及センターさんですとか京都府さんですとかJAさんに現在間に入っていておられますので、そのへんでは連携したしっかりとしたシステムを作ろうという風に考えておるところでございます。

(村田会長)

よろしいですか。

(奥村委員)

はい。この辺先程、野中委員さんからもお話がありましたように、深い都市計画法なりあれだと思っておりますが、私も、ある精神障害者通所施設関係者、府の施設なりグループホームなりという方から最近お話を聞きまして、実は、現在運営されている。受け入れがキャパいっぱいなので少し増

やそうとした時に、現実問題としての都市計画法なり農振法なりで、都市計画法の中では誰でも出来る訳ですけども、そうすると今度はコストの問題であるとか、いろいろな問題で、立地条件等でできない、市街化調整区域の中でという下りない、ということで何とかしてほしいと聞きまして少し申し伝えておきます。言うべきことではないのかもしれませんが。

例を挙げるとまた大変なことになると思うのですが、(具体的に)してほしいのと、特に堆肥関係、要は畜産事業につきまして、畜産だけではなくて、例えば落ち葉であるとかいろんな問題等を含めた、それも旧町間の連携したような形でやりとりが出来る方法などを、ある程度この中で作っていただけると、私としては非常に良いのではないかという風に思います。

やはりいろんな堆肥にしても、いろいろなもので出来ておりますけれども、用途用途で、田では使えるがハウスでは駄目、もっと他でも使えるけれどというような部分もございますので、その辺りを上手く連携できるようなシステム作りを出来ればよいなという風に思います。以上です。

(村田会長)

はい。事務局。

(渡邊補佐)

すいません。都市計画関係のことにつきましては、おっしゃるとおりでございまして、先程野中委員さんからもありましたように、終始、調整区域でのそういった施策をする時には足かせとなっておるところもありまして、その辺りも今後内部的なことも含めまして、また、農地法等の改正も始終あった中で、その辺審議の内容という格好でできたらと思っております。

それとまた、今も出ておりましたように、堆肥の有効利用ということで、農耕地連携を含めましていろんな意味での堆肥利用、ハウスで使うもの、田で使うもの、そういった部分についてもしっかりと押さえていきたいなという風に思っております。

文章表現的にどこまでできるか分かりませんが、先程外田委員さんからもありましたように、その辺の位置づけで、ポイントで、取り組んでいくことも検討したいと思っております。以上です。

(村田会長)

他の方向かございますか。

(野中委員)

先程からも出ておりますように、私はここで価格問題についての提起をしておいてほしいなと思っております。

米ひとつをとっても、今の例をここにしているけれども、JAの場合、価格では今農業生産できる状態ではない訳です。5500～5800円、農業公社は7500円です。ただし農業公社は一定の規制をしておるわけです。その規制した町内の人(農業者)しか買わないということにしておりますけれども、それでも大方1万袋近くほど農業公社が集荷しておるのも事実ですので、やはり価格問題をもう少し考慮して、生産に見合った価格体系の重要性というのを提起しておいてほしいなというのが一点あります。

もうひとつはやはり、新規就農という形が掲載されておりますけれども、この新規就農に対する下限面積の問題を提起しておかなければ、私は農業委員会では10aに下げてもらわなければならない、と

いうのも、これから中高年の人達が新規就農で農業をやりたいという人がいますけども、3反も5反も（農地を）買えとしたところで、そんなことが出来る要素がない訳です。だから、やはりせめて10aくらいから1反くらいにして、一部に田に、一割くらいを畑にして、土曜や日曜に出てきて畑をしながら田も管理するというようなシステムを作っていないと、それこそ放置農地になってしまうような状態だと思います。

なぜこういうことを言うのかというと、農業公社を見ておきますと、お年寄り70代80代の人達が一人亡くなったら、10日ほどすると必ず奥さんが農業公社に尋ねてこられます。お父さんが亡くなったので、すみませんが何とか農業公社さんが田を管理してくださいというような感じで、ほとんどが来られます。それが現状なのです。

やはり新規就農の在り方というのを、私はせめて1反程度にしてあげて、そしてそういう人達が農業の出来るような、JAとか農業公社とかがいろいろな関係で指導していけるような体制作りを一方でやって、そういう農地の保全対策を考えないと農地保全というものがなかなか至難なものになっていくと考えます。新規就農の人達が3反も5反もやらなければならないとなれば、農業人口、人口が絶対に増えることがないから、その辺の制度、施策の見直しを提起しておいてほしいをいうことをお願いしたいと思います。

（村田会長）

はい。次に事務局の方どうぞ。

（上田課長）

価格問題につきましては、なかなか具体的にいつか何々しますというのはなかなか難しいものでございますので、あとファンドの関係ですとかそういったことを情報提供させて頂くということで述べたいなという風に思っております。

それから下限面積につきましては、ご承知の通り農業委員会様からご提言がございまして、21年の4月から取得下限面積が10aという風なことで動いておりますので、ご了承頂きたいという風に思っております。

この間、市政懇談会に参加しておりましたら、10aでも多いのでは、8とか5にならないかというように多く上がっておることも聞いております。というのは、都会から見て1反というのは、なかなか作りづらいとか、そういうことで、そういう要望も多く聞いておりますけれども、とりあえず今は10aということで動いておるところでございます。

それから、新しい政度といいますか、政府が米の個別補償方式というものを打ち出すわけがございますけれども、その内容については、まだ不確かなことばかりでございますけれども、実際にその制度をした場合の南丹市のメリット、デメリットなどが出てくる可能性もあるかなという風に思っております。平均的な費用と、平均的な販売価格の差を全国一律で交付をするというようなことが、現時点での状況でございますので、こういった制度が入りますと、また農業の状況がいい意味でも悪い意味でも変わる可能性があるように思いますので、それについては、また次の機会で内容が分かりましたら、取り組みを紹介させて頂こうかなというところでございます。以上でございます。

(野中委員)

そして、これもう一つだけお願いしたいのですが、14 ページの鳥獣被害の対策の関係ですけども、これはやはり我々が山に入らなくなったから、鳥獣が出てくるようになった訳です。だから私は、山へ入る体制作りをして、中高年の方々、ゲートボールなどで遊んでいる方々がたくさんおらはると思いますので、せめてそういった方々に山に遊びに行くだけでもいいから、遊びでもいいから、山へ入ってもらうような対策を私は考えていくべきだと思います。そうすることで鳥獣が引き下がっていくことは事実です。

それともう一つは、山の中に実のなる木が無くなってきたということです。ということは、雑木が生えすぎてきたということになります。下刈りして雑木さえ切ってやれば、実のなる木が起きる訳です。そうすれば鳥獣が外へ出なくても生きていける条件ができる訳ですけども、我々人間が作ったのが鳥獣対策ですので、だから鳥獣対策の為の山林保全というものを一度提起していくべきではないかという風に思います。

それともう一つは、鳥獣対策ではありませんが、杉や檜が大きくなりすぎてきたこと、どこを見渡しても杉や檜が大きくなりすぎてきたということについてですが、これはいわば戦後の失業対策でやった植林が一番多いのです(一番の原因であると思います)。これは手入れが出来ていない為に、山の木は頭が重くなってしまっているのです。私が一番心配しているのは、このまま行って、大台風が今年は無かったからいいのですが、台風や大雨や雪害が非常に多くあれば、山の木が頭が重たくなっているから、ザーッとずり落ちる山崩れの危険性があるということです。この点には年間の雨量も非常に関係があると思います。そういった場合、そういう危険な状態になった時に、大変な災害が起きるといった感じがします。私は市が費用を出してでも、そういった危険性のある木々の3分の1でも切り倒してもらう、その木々を出して利用するまでは出来なくても切り倒すだけでもいいから、そういう木々を切り倒すことでずり落ちしないという山崩れの防御策にもなる訳ですし、鳥獣だって足元が悪いから出てくるという問題も起きますので、やはり森林対策、森林整備対策についても、私は少々予算を持ってでも対応してもらわないと、本当に大災害が起きて地すべりなどが起きれば甚大な被害に遭うだろうと思います。南丹市はそれだけ山の多い地域ですので、その被害が大きくなるのは当然のことなので、鳥獣対策も含めて山林管理体制についても、一つ一つここで提起を入れておいて欲しいということをお願いしておきたいという風に思います。

(上田課長)

山のご関係でございませけれども、現在モデルフォレストということで、地元の方々だけでは山へ入るといのは中々難しいこととございませるので、企業さんとか大学等でそういったことを実験的にされているという旧町もございませし、それからバッファゾーンと言いまして、集落と山との境を整備していくという風な活動も徐々にではございませけれども、頑張っておられます。それから松食い虫の状況が非常に悪くございませして、松は枯れますと根から折れてひっくり返るとい、体質的にはそういう風な状況でございませ。

そういう現状は分かるのですけれども、対策につきましてはなかなか難しいところとございませるので、またここに記述させて頂いて、他の方々とも関係を図ろうかなという風に考えております。

(村田会長)

他の方おられますか。はい、どうぞ。

(原田委員)

先程からいろいろと意見を出していただきまして、そのことに関して、農業委員としてというか、JAの職員という立場もある訳ですけども、一つはお米の関係で先程、野中委員さんにも、なかなか生産というのが難しいというような、まして、やはり今後具体的な対策をしていかなければならないと言うようなことになっておる訳でございますけれども、なかなか市場や経済が冷え込んできている中で価格的な問題となっております。ただ皆様もご存知の通り丹後地域というのは、当然管内を網羅しておるわけでございますけれども、ああいうものを参考にしながら、現在計画段階で京都府等からご指導頂いて、丹後地域には良質米改良協会という協会があり、そういった指針の下で作られた栽培基準という風な形でやっているということでございます。

この南丹地域、亀岡、福知山を含めた、かなり大まかな地域になりますけれども、この件について一定の丹後地域の協会のような組織、そういうものを南丹市にも、南丹地域にも立ち上げて、来年度から具体的な取り組みをしていきたいなというところであります。

来年度22年度からの取り組みとして、JAとしても一定のその新しい指針を、南丹、亀岡管内で特別栽培米に準じたシステムを作っていたらいい、それをなおかつ今までの栽培よりも経費を削減できるというようなものを作って、皆様に提案していき、来年度から実際に農家の方々へご案内をして確立するということを計画しておりますし、またいろいろとこれからの計画の中でも、実施できたらなという風に思います。

それから先程ありました、企業の農業参入に対するJAの役割ということでご指摘頂いておりますけれども、このことについても具体的な案件ですけども、やはり地元に行きますと、農家というのはそもそもいろいろな話の中で上手く作付けをしてくださいという企業の直接の話で参入や取り組みをされるのですけれども、最終的には生産がどうなるか、企業がもし倒産したらどうなるのかという中でも、その辺りは大変大きな役割であるという風に思っております。いろいろと情報網が上手く固定されていない中で、いろいろと批判を受けたということがある訳ですけども、最終的にはJAが入っていただけてよかったなと、そういう役割をこれから情報交換して頂きながらやっていきたいと考えております。

あと、いろいろとある野菜の関係でありますとか、京野菜の企画等によりまして、農家の生産が減ってくるというような大変な事実もございますので、そういうものを、伝統野菜等をしっかりと残していきながら、戦略や品目などを考えていきたいということで今検討しております。またいろいろ話を聞きながら、やっていきたいと考えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(村田会長)

では事務局。何かコメントございますか。

(上田課長)

今もありましたように、良質米ということで丹後のこしひかりが特Aというようなことでございまして、それを南丹地域でも作ろうということで昨日会議があったのですけれども、JAさんと京都府さんと市町村というメンバーで、この南丹地域の米について販売促進を図ろうという風なことで、本年度の12月頃から立ち上げて来年度から本格的に実施をするという風な流れとなっておりますのでございまして、特にそういうことについては、米について南丹市は府下で4番目の作付けの収量になっておりまして、そういうことでは米に係る生産量では非常に高いものでございますので、その辺りを売り出していくということについては、間違いの無い施策であるという風に考えております。以上でございます。

(村田会長)

はい。では他の委員さん如何でしょうか。はい。どうぞ。

(吉田委員)

企業の農業参入のことですけれども、これにつきましては、農業に関心がある企業、地域の農業との情報の交換の場が少ないのかなという感じをもっておられるところということで、府としては年に何回か場を設けて頂き、お互いに情報交換する機会をもうけております。

(村田会長)

はい。ありがとうございました。では、事務局の方何かありますか。よろしいですか。

(上田課長)

特にありません。

(村田会長)

他の委員さんは。はい。どうぞ。

(外田委員)

ここはやはり農商工連携のことを少し入れておくべきではないかと、企業参入云々というところ。そこら辺が、今の話を聞かせて頂いて、この点をしっかりと押さえておかないと今後重要となることなので、ただ気になっているのは、先程からあるように、情報の共有という部分が、正直ずっと去年からそれぞれを見ておりましてもバラバラなのですよね。一点だけ少し例として、伏見の酒屋さんが美山の米で焼酎を作られて、美山のめぐみという名前を付けられたようなのですが、それに関しても全然連携が取れておらず、どこから出た酒か、本当に美山の米なのか分からないというような状態で、ラベルだけ出ており、試飲してくださいということで後から持ってこられたのですが、名前のところには企画：美山振興会という名前が書いてあって、これは一体何のことだという風になったので、それは試作品でしたので表には出ておりませんが、若干美山振興会としての情報は流しましたけれども、美山の米とも分からないし、何故そんな名前が付いたのか、誰がどうしたということも分かりませんし、して頂くことは大変すばらしいことですが、焼酎でしたので、今まで日本酒だったのが今回は焼酎ということですし、これはいいなという話は分かったのですけれども、

そういうことがいろいろして頂いてはいるのですが、そういった細かい部分、経緯など部分が見えないなというところがありまして、上手くやって頂いているのか、少しそういった辺り確認とかそういうことが必要かなという風に思いますので、農商工連携を是非とも進めるべきだと思うのですが、如何でしょうか。

(上田課長)

農商工連携につきましては、京都府さんが農商工連携ファンドというファンドを持ちまして、そこからまた分類をしていくという風なことをございますので、国のほうでもそういう農商工連携ファンドというものをございますので、そういうのを伝える企業を認定するといいますか、それにつきましてははしていくべきという風に感じておりますので、しっかりとさせて頂きたいという風に思っておりますのでございます。以上でございます。

(奥村委員)

農商工の関係の話が少し出ましたので、私も農商工連携の関係で協議会に出ろということで出させて頂いておりますけれども、予算の危機、ファンドのほうで基金を組んでやっていくということで、しかしなかなか出会いの場というのが非常に難しくなっておりますというのと、実際に通常の商取引とどう違うのかという部分が、非常に今向こうの段階でも見えていない部分があるのですけれども、その中で成果が上がっていけばいいなということで、私も参加させて頂いております。

その中で今も少し意見が出ましたように、商品開発、いろいろな形でこの南丹方面からも商品が出されておられるような様子もありました。その中で、やはりそういう情報がなかなか外へは出て行っていないというのが、正直な感じは受けております。ある一定の部分だけで外へ情報が行っている部分がまだまだあるのではないかと思います。やはりそこら辺りの情報なり、先程の企業参入云々にしても、ある程度の情報がオープンになるようなシステムが必要かなというような気がしております。以上でございます。

(上田課長)

農商工連携ファンドといいますか、お金の使い方なのですが、例えば企業さんが子会社を作ってそこが原料を栽培するということになる、親会社と子会社の関係、それが一体的なものだということになってしまうと、またややこしくなりますので、その辺が少し私どもは引っかかるところがあるのですが、子会社作ってそこがするというと何か変な感じで、そこへファンドが介入すると何かおかしいことになるのではないかとこの風に思っております。

ですから、農商工連携という農業の部分は、本来の農業の、例えば生産組合ですとか、本来の企業さんとの連携であれば、上手く話的にはスムーズに行くのですが、企業の中にそういうものを作るというような可能性もありますので、その辺りの見極めが大変難しいなと感じております。

(垣村委員)

非常に上手く整備計画まとまっていると思うのですが、第2章から第7章までに、各箇所各箇所の中に森林整備等の関連という項目が全部挙げて頂いておりますけれども、読ませて頂きますと何かコメントが少ないなと思いましたが、先程、野中委員からもありました関係におきましても、やはりもう少し具体的なという風に思いますし、全部挙げて頂いておりますので、大いに関係にある

ように思いますのでお願いしたいと思います。

(上田課長)

はい。分かりました。

(大西委員)

ひとつ、地球環境問題の関係ですけど、鳩山首相も CO2 の 25% の削減もおっしゃっており、地球環境に関わる場所ですが、それに関わって農地保全はそういう面では一番密接な貢献する部分だという風に思います。それで水田の有効利用を図るということにも大きく貢献するということになると思います。また、水路の有効利用で小型水力発電等のような関係を、南丹市でしたらそういう貢献も可能かという風に思います。

そういった点で、地球環境という面で、あるいはこれから先を見越しての計画も、そういった項目も一つは決めておくべきではないかと思います。国の改正の時は必ず必要だという風に思いますので、出来れば計画や項目を挙げて頂いて検討して頂いたらと思います。

それと、元に戻るのですけども、利用計画申出状況の一覧表を頂いておりますけども、集計結果で件数とうち申出数とありますけれども、件数というのは田の枚数で、申出数は農家の数という風に理解する訳ですけども、そういう私の解釈でいきますと、一軒の農家では請求数は、園部では 6 枚の除外の申出が来まして、八木では約 4 枚の申出が来まして、美山では一軒辺りの 1 枚の申出があったという風に理解するのですけれども、その通りの認識でいいのか、それと、何故各 4 町によってこれほど差が開くのかという風なところを分析されているかと思うのですけれども、その辺の私の見解が間違っているというのかその辺の見解と、そしてその辺をどう捉えておられるのかということを含めて。以上です。

(村田会長)

はい。では、事務局の方お願いします。

先程の山の件でございますけれども、南丹市の農家については農家民家ということで、農家であって民家であるという方々が非常に多いという風なところがありますので、農業では直接支払制度というものがございまして、林業では林業の直接支払制度交付金というものがございまして、この辺での一体的な活用といいますかそういうことを記述しておきたいなという風に思っております。

それから、地球環境問題でございますけれども、水力発電とか太陽光発電とかそういう話が今後出る可能性が非常に高いという風な思いがございまして。しかし、どの項目でどの箇所の中でどこに挙げていけば良いのかなという風なことで、それにつきましては検討させて頂きたいと思います。第 8 の生活環境施設くらいがいいのではないかなという風に考えておるところでございます。以上です。

(大西委員)

大きく地球環境について関わってくるところはどこがよろしいかと思いますが。

(村田会長)

それでは寺井君。先程の件について説明をお願いします。

(寺井主査)

はい。先程ございました申出状況の件数の件につきましては、それぞれの件数につきましては、先程も大西委員さんがおっしゃられたような申出数というのは、田の1枚というのが件数の基準となっております。そしてそれぞれの地域で多い少ない(差)がございますのは、先程も計画の中でご説明しておりましたかと思えますけれども、八木町につきましては、現在も圃場整備実施中の地域がございます、そちらの中で圃場整備地域外になるような地域等の除外の申出等がございます、当然圃場整備実施した、これから実施する農地につきましては、当然守るべき農振農用地として設定すべき農地でございますけれども、それに伴いまして介在する農地となる従前地、圃場整備地区外の関係につきましては、除外という申出がございましたので、そういう風なもので件数が多くなっているかと思えます。あと美山町につきましては、特に美山町は従前から農振農用地の設定が、ご存知のように山間部の農地が多いですので、そういう部分での畑等の除外の申出等が多くございまして、そういう形でこういう形に件数が増えているような状況になっております。

あと全般的になのですが、整備計画が約8年から12年間、地番についての見直し、全体見直しが行われていなかったというところで、日吉町や八木町の地域におきましては広域農道関係等の開発がございまして、その関係で分筆等があり件数が増えている状況になっております。

(大西委員)

そしたら、件数というのは田の枚数ではなく、届出数というのは届出のある農家数という意味ではないのですね。今の話では。

(寺井主査)

そうです。はい。

(大西委員)

それぞれそのいでいきますと、各4町での何といいますかその格差というのがあるならば何が問題であったのか、今の説明では圃場整備等があったということと、8年間見直しがされていなかったという訳だと思っておりますけれども、その辺りの数字の分析は。

(寺井主査)

その格差という部分の認識は地域の事情や経過によるものと思われましても、やはり少し申出数につきましては先程申し上げたようなことがあるかと思えますし、特に一番件数が少なかったのが園部地域の関係なのですが、この地域につきましては圃場整備が100%というような状況もございましたので、やはりそれぞれの地域の農地の立地的な条件が若干反映しているのかなというような分析結果になるかどうかは分からないのですが、そのような認識はさせて頂いております。

(大西委員)

届出数というのは、農家のことを取り組むものではないのですね。

(寺井主査)

ではないです。あくまでも変更なり除外のある田や畑の枚数というようなご理解をお願いします。

(大西委員)

件数というのは。届出数と。うち件数か。

(寺井主査)

はい。ですので、全体、この田は除外なり何なりする件数と、すいません。申し訳ないですけど、申出数の中に件と入れて「申出件数」としておけば良かったのですが、申出件数というご理解で頂きたいなという風に思いますが、よろしく願いいたします。失礼しました。

(村田会長)

他の方どうでしょうか。

(野中委員)

すいません。もう一つだけ私はお願いをしたいなと思いますのは、14ページの有機農業、環境保全型農業の推進という形の中で、特別栽培米のための牛糞などの有機資源の費用を50%削減、これは確かにいいことなのですけれども、原田君のところに言いたいだけでも、堆肥センター、あれはJAが管理しとるのですね。違いますか。

(JA原田さん)

園部です。園部農場なので。

(野中委員)

園部の対応ですね。JAならば。あそこの堆肥の温度が低い。温度が70℃ぐらまでしか上がってないのです。だから70℃では、外国から入ってきた肥料(飼料)から出る牛糞が大変芽が吹いてくる。私がずっと家の自分の田でも、今まで考えられないような草が生えている。これは何だということ、あれを一度うちの佐々谷くん、局長の佐々谷くんに行って、これ一度改良普及センターかどこかで調べて貰ってくれと言いました。何という草なのか、非常に変わった草が生えている。やはりあいった畜産飼料の在り方、それと堆肥の温度加減、(種などを)完全に消滅させるには、80℃以上まで上げてもらおうと種などは消滅します。私は自分で検査したのだから。温度が何度ぐらまで上がれば(種等)が消えていくのか。そうしたら、80℃以上上がったら種は発芽しない。80℃までなら種は発芽する。

だからこの辺(堆肥の温度管理)をあの堆肥センターには温度を上げてもらい、上げるにはもう少し(堆肥を)積んで貰って、長い時間、一晩か二晩余分を積み上げて貰ってからしたら、あれは10回切り替えができるのだから。そして10回目が済んでから一晩か二晩堆肥を積んで貰ったら、

80℃以上上がる訳ですけども、10回切り替えただけでその時に園部へ持っていかれたら、非常に変わった種が発生するような要素があります。

やはり農業振興という点から考えますと、変わった種や草があちこちで生え出したら大変なことです。その辺だけは少しJAとも考えて欲しいなということを探ねておきます。

(JA原田センター長)

今ご指摘にもありましたように、去年は普及センター等で最高温度68℃というものが挙がっておりまして、今ご指摘にあったとおりなのですが、若干施設の改良をしまして、(施設の)老朽化もしていましたので、機械の関係等ももう一度費用をかけて手直しをして、もう少し温度が出るようになってはいますが、一応その自然の、加熱をしておりませんので、あの状況でのマックスが75℃くらいまでが限度でして、あとはもうそういう他の火力を使ってとかいろんなことになってくるんですけど、基本的にはその辺りのことが特別栽培米を栽培して頂いている中においても問題にもなっておりまして、当然、対応しないといけないというようなこととなりますので、それが出てきたら今度は別のものが出てきて指導するというようないろいろな問題にも直面しております。

それは、なかなか農薬で解決すべき方法は問題がある訳です。とりあえずその技術的な見直しも掛けながらやっておりますし、また広域的にいろいろな堆肥センターも運営されていますけども、必ずしも上手く運営がうまくいっていないので、先程もありましたけども、市内各所と上手く循環しながらやっていきますので、その基になりますものについても、今後しっかりとどのような現況になっているのかを見分けて、ご指摘頂いた点を考慮して、改善に取り組んでいきたいと思っております。

(野中委員)

頼みます。

(村田会長)

他ございませんか。それではそれぞれにいろいろお話しして頂いたりしてまだまだご意見があると思いますが。そしたら、特に何もございませんか。

それでは一応これで、いろいろまだまだありましようけれども、これで審議は終了というふうにさせていただきます。

それで皆様方に…は致しておりますけれども、改めましてこの計画しました「南丹市農業振興地域整備計画の総合見直しの中間報告について」は、皆様方原案通りご承認頂くものとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(村田会長)

ありがとうございました。それでは以上で本日の審議日程は終了という風にさせていただきます。皆様方ご協力ありがとうございました。では事務局にお返しします。

(上田課長)

村田会長様大変ありがとうございました。本日予定をしておりました案件は、終了致したところでございます。

閉会にあたりまして、大沢副会長様にご欠席でございますので、申し訳ございませんが、村田会長様よりご挨拶をよろしく申し上げます。

⑥閉会の挨拶[司会：上田課長、挨拶：村田会長]

(村田会長)

分かりました。そしたら今後大沢さんにも来て頂いて、大沢さんも本当に頑張っておられるようでございますので、改めてご挨拶頂けたらなと思っております。

本当に今日は冒頭でも申し上げましたように、本当にお忙しい中、お疲れの中皆様方集まって頂きまして、お礼を申し上げたいと思います。少し遅れましたり、いろいろとスケジュール等が変更となったりしましたこともご理解を頂いたということで、本当に有り難く思っておりますのでございます。

今日も聞かせて頂いて、切り口はいろいろと違いますが、それぞれ本当に深掘して話しておられたということを実感させて頂くような内容ばかりでございました。私共も大いに勉強させて頂きましたけども、これは勉強だけではなしに、南丹市の今を担っておる農業の基盤を、その計画を考えながら審議し、そしてそれを具現化させていくという基の基のものでございますので、今後とも村田会長として居させておりますけれども、農業委員会とも大いに連携し、そしてそれぞれのところと大いに連携しながら、こんな風に考えておりますので、引き続いて委員のご協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

—終了—